

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年1月30日（平成30年（行情）諮問第49号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第566号）

事件名：障害のある児童の定義・基準・判定手続が記載されている文書（特定日に特定個人が使用したもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「障害のある児童（知的障害 身体障害 精神障害）の定義・基準，判定手続が記載されている文書 平成29年6月5日 特定職員が使用しているもの」（以下「本件請求文書」という。）につき，「平成29年度特別支援教育担当者会議資料のうち，特定職員が使用したもの」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月22日付け29受文科初第2231号により，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は，「平成29年度特別支援教育担当者会議資料のうち，特定職員が使用したもの」（本件対象文書）である。

当該行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には，「障害のある児童（知的障害 身体障害 精神障害）の定義・基準，判定手続が記載されている文書 平成29年6月5日 特定職員が使用しているもの」（本件請求文書）との請求があったが，どのような文書を求めているのかを特定することができなかつたため，法4条2項の規定に基づき，相

当の期間を定めて補正を求めた上、法9条1項の規定に基づき、本件対象文書について開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の特定について

行政文書を特定するに足りる事項については、行政機関の職員が、開示請求書の記載から、開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別することができる程度の記載があることが条件である。

本件においては、当該開示請求書について、開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別することができる程度の記載が足りないと判断したため、文部科学省としては、可能な限り、請求の趣旨に沿った形で、該当する資料を提供したいと考え、相当な期間を定めて補正を求めたが、回答が得られなかったため、当該補正文書記載の適当と考えられる文書について原処分を行ったところである。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のとおり、行政文書を特定するために、相当な期間を定めて補正を求めたが、回答が得られなかったため、適当と考えられる文書について原処分に係る決定を行ったところであって、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月12日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、各都道府県・指定都市教育委員会の特別支援教育担当者に対して文部科学省職員が特別支援教育行政の現状と課題等について説明した資料のうち特定職員が説明した部分の資料である。

イ 本件開示請求は、「障害のある児童（知的障害 身体障害 精神障

害)の定義・基準, 判定手続が記載されている文書 平成29年6月5日 特定職員が使用しているもの」(本件請求文書)の開示を求めるところ, 特定した本件対象文書は, 平成29年6月5日に特定職員が使用した資料である。

本件対象文書には, 審査請求人が開示を求める「障害のある児童(知的障害, 身体障害, 精神障害)の定義・基準, 判定手続」に係る内容は記載されていないが, 審査請求人が開示請求を行った際に, 文部科学省の情報公開担当者が請求内容を確認したところ, 「障害のある児童(知的障害, 身体障害, 精神障害)の定義・基準, 判定手続」と「平成29年6月5日 特定職員が使用しているもの」は, それぞれ二つの文書の開示を求めているものではなく, 一つの文書の開示を求めているとのことであったので, 本件対象文書を本件請求文書に該当するものとして特定したところである。なお, 審査請求人が摘示する特定職員が平成29年6月5日に使用した資料は, 本件対象文書の外には存在しない。

ウ また, 本件対象文書の特定に当たり, 審査請求人に対し, 本件請求文書に該当する文書は, 平成29年6月5日に特定職員が使用した平成29年度特別支援教育担当者会議の資料(本件対象文書)以外にはないが, 当該資料以外の資料の開示を希望する場合, 具体的な文書の内容を記入するよう, 同年11月27日付けで相当の期間を定めて回答を求めたところ, 審査請求人からの回答はなかった。

エ 念のため, 本件対象文書の外に本件請求文書に該当するような文書がないか改めて特定職員の所属する特定課において, 執務室や書庫等を探索したが, 本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

オ 以上のことから, 本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は認められず, 原処分は妥当であったと考える。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく, また, これを覆すに足る事情も認められないことから, 文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件請求文書の開示請求につき, 本件対象文書を特定し, 開示した決定については, 文部科学省において, 本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので, 諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは, 妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司